

～「第4次村山市総合計画」（四季の風プラン）実現のために～

村山市集中改革プラン（第2次）

[平成22～26年度]

平成22年3月策定

山形県村山市

改定にあたって

～「第4次村山市総合計画」（四季の風プラン）実現のために～

「村山市集中改革プラン（第2次）」は、「第4次村山市総合計画」（四季の風プラン）実現のため、平成22年度から平成26年度までの今後5年間の行財政改革の指針として策定したものです。

本プランの前身にあたる「村山市集中改革プラン」は、健全財政を保ちながら市政運営を行うため、平成17年度から平成21年度までの5年間の計画期間として集中的に行財政改革を行うという内容で、数値目標を掲げて実施してきました。

この「集中改革プラン」の取り組みにより、健全な財政運営を維持したまま、まちづくり交付金を活用した総合文化複合施設「甌葉プラザ」建設などの大型事業を実施することができました。また、計画が終了する平成21年度末には、目標を上回る効果実績額が見込まれています。

「集中改革プラン」は、平成21年度の計画期間の終了と共にその使命を終えますが、本市では、昨今の経済情勢の悪化に伴う税収の減少などに対応するとともに、行政の効率化とサービスの向上を図るため、更なる行財政改革を推進する必要があることから、先のプランをベースとしつつも、各項目を現状に合わせ見直しを行いました。

今回策定した「村山市集中改革プラン（第2次）」では、定員管理の適正化など、行財政改革の基本である人件費の見直しを継続するとともに、事務事業の効率化を進めることとしています。それらの経費節減により、学校の耐震改修など、安全を守るための既存施設の改修に加え、高速道路の整備に伴う道路の建設などの重点事業に要する財源を確保してまいります。

また、行財政のスリム化を目的とするだけでなく、環境に配慮した市政運営を目指す環境都市実現のための事業や、「甌葉プラザ」を核とした、にぎわいづくりのための事業など、村山市らしい独自の市民サービスを継続することも目的とした内容としております。

今後も、この「集中改革プラン（第2次）」を随時見直しながら、本市の行財政運営の健全化を進めてまいりたいと存じます。

市民の皆様の信頼に応えるよう、職員一丸となって努力して参りますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成22年3月

村山市長 佐藤 清

村山市集中改革プラン（第2次） 目次

集中改革プランの概要	3
序章 集中改革プラン改定の経緯と意義	5
第1章 村山市の現状と今後の取り組み	6
第1節 村山市の現状と課題	6
第2節 課題解決のための取り組み	6
(1) 子どもからお年寄りまで住みやすい環境づくり	6
(2) 地域コミュニティと地域の活性化	6
(3) 甌葉プラザの運営と活用、公共施設の民間委託推進	7
(4) 村山市らしい事業の取り組み	7
(5) 実施計画に沿った計画的な投資事業の実施	8
(6) 市民サービスの充実のための改革	8
第2章 集中改革プラン（第2次）のプログラム	9
第1節 基本方針と計画の期間	9
第2節 具体的なプログラム	10
(1) 歳出の見直し	10
(2) 歳入の見直し	14
(3) 地方公営企業等の見直し	15
(4) 公社等の見直し	16
(5) 村山市らしいサービスの充実、市民との協働	16
(6) 職員の意識改革	18
第3章 今後の市政運営のガイドライン	19
第1節 歳入の状況	19
第2節 歳出の状況	19
第3節 財政の収支見通し	20
第4節 市政運営のガイドライン	21
第5節 計画の推進	21
おわりに	22

=====**集中改革プランの概要**=====

1 「集中改革プラン」改定の経緯と意義

(1) 現行の「集中改革プラン」策定の経緯

平成17年 1月「自立発展計画」策定

平成18年 3月「集中改革プラン」策定（自立発展計画を若干補足）

10月「集中改革プラン」改訂（平成17年度決算を踏まえ改訂）

平成22年 3月「集中改革プラン」計画終了

(2) 「集中改革プラン（第2次）」（以下、「第2次プラン」）策定の理由と意義

(ア) 大型事業を行いながらも健全財政を維持

現行の「集中改革プラン」を実施した結果、「甌葉プラザ」建設などの大型事業を実施したにも関わらず、健全財政を維持することができました。

(イ) 更なる行財政改革の推進のために

「第2次プラン」は、経済情勢悪化に伴う税収減等を踏まえ、行政の効率化とサービス向上を図り、更なる行財政改革を推進するために策定しました。

(ウ) 均衡のとれた行財政運営を目指して

「第2次プラン」は、定員管理適正化等の経費節減により、村山市らしい事業等の財源を確保し、均衡のとれた行財政運営を行うことを目的とします。

2 「第2次プラン」の基本方針

「第2次プラン」の基本方針は、以下の6項目とします。

- (1) 総合計画との連動
- (2) 経費節減とサービスの向上
- (3) 地域を重視した事業展開
- (4) 甌葉プラザの活用
- (5) 村山市らしい事業の展開
- (6) 投資事業の選択と集中

3 具体的なプログラムの方向（内容は主なものを抜粋）

(1) 歳出の見直し

1 人件費の抑制

(ア) 特別職の給与等の抑制

・非常勤特別職（監査委員、行政委員など）の報酬等の見直しを行います。

(イ) 一般職員給与の適正化

(ウ) 定員管理の適正化

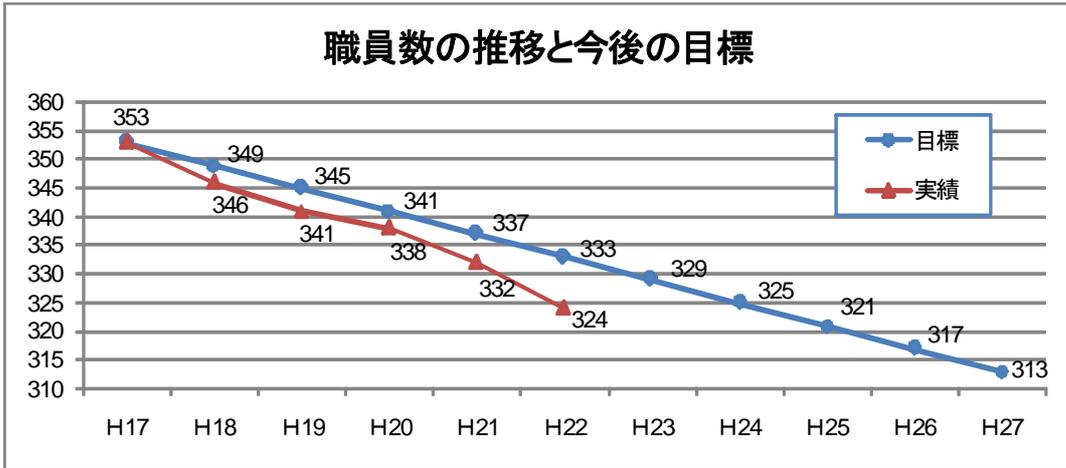
・市民サービスを維持しながら、職員数の削減を図ります。

《削減数》平成17年度から平成27年度までの10年間で40人削減

（職員数）平成17年度：353人

平成22年度：324人（見込み）

平成27年度：313人（目標）



※ 平成 27 年度の職員数目標は、17 年度比で▲11.4%

2 事務事業の見直し

(ア) 事務事業の効率化、経費の抑制

(イ) 民間委託等の推進

(市民会館、青少年ホーム、地区市民センター、甌葉プラザ、保育園など)

(ウ) 委員会、各種審議会、協議会等の見直し

(エ) 業務体制の見直し

3 補助金・負担金等の見直し

廃止： 26 件 《削減額》 ▲ 79 百万円 (平成 22 年度以降)

縮小： 7 件 《削減額》 ▲ 7 百万円 (” ”)

4 投資事業の見直し ～「選択と集中」～

投資事業は、「選択と集中」の観点により、学校の耐震改修や高速道路整備に伴う事業等、「3 ヶ年実施計画」に記載した事業に重点化し実施します。

(2) 歳入の見直し

(ア) 市税収入の確保

(イ) 未利用財産等の有効活用

旧学校敷地等、活用見込みのない土地は、積極的に処分を進めます。

《目標額》 2 百万円 (平成 23 年度以降)

(ウ) 使用料、手数料の見直し

大規模改修を行う施設等の利用料は引き上げを行うとともに、甌葉プラザ開設にあわせ、使用料減免措置の考え方を整理します。

(対象施設) 東沢バラ公園、農村環境改善センター、地区公民館 (地区市民センター)

《効果額》 3 百万円 (平成 22 年度以降)

(エ) その他の歳入確保対策

(3) 地方公営企業等の見直し

(4) 公社等の見直し

(5) 村山市らしいサービスの充実、市民との協働

(6) 職員の意識改革

序章 「村山市集中改革プラン」改定の経緯と意義

(1) 現行の「集中改革プラン」の策定にいたる経緯

当市では、自立した市政運営を行うため、平成17年1月に「村山市自立発展計画」を策定し、本格的な行財政改革の取り組みを進めました。

その後、行財政改革方針（集中改革プラン）を策定するよう国が地方自治体に求めたため、平成18年3月に「村山市自立発展計画」に若干の補足を加え、現行の「集中改革プラン」（以下、「第1次プラン」という。）を策定しました。そして、平成18年10月に、平成17年度の決算状況を踏まえて改訂を行い、現行の形となりました。

(2) これまでの実績 ～大型事業を行いながらも健全財政を維持～

「第1次プラン」では、平成17～21年度の5年間に集中的に行財政改革を行い、計画が終了する平成21年度末には、目標を上回る効果実績額が見込まれています。この取り組みにより、まちづくり交付金を活用した総合文化複合施設「甌葉プラザ」建設などの大型事業を実施したにも関わらず、健全な財政運営を維持できました。

(3) 「第2次プラン」の策定理由 ～更なる行財政改革の推進のために～

「第1次プラン」は、平成21年度の計画期間の終了と共にその使命を終えますが、当市においては、昨今の経済情勢の悪化に伴う税収の減少などに対応するとともに、行政の効率化とサービスの更なる向上を図るための行財政改革を推進する必要があることから、「第1次プラン」をベースとしつつも、各項目を現状に合わせて見直しを行い、平成22～26年度の5年間の計画期間とした「第2次プラン」を策定することとしました。

(4) 「第2次プラン」の意義 ～均衡のとれた行財政運営を目指して～

「第1次プラン」において思い切った行財政改革を実践してきたことから、市の事務事業の多くは既に見直され、目標を上回る改革が図られたため、「第2次プラン」では、「第1次プラン」を継続していく内容も含んでいます。

「第2次プラン」では、そのような状況の中でも、定員管理の適正化など、行財政改革の基本である人件費の見直し等を継続することとしています。それらの経費節減により、学校の耐震改修など、市民の安全を守るための事業等の財源確保をしていきます。このことにより、収支の均衡を図りながら健全な行財政運営を図っていきます。

また、行財政のスリム化を目的とするだけではなく、環境に配慮した市政運営を目指す環境都市実現のための事業や、「甌葉プラザ」を核とした、にぎわい創出のための事業など、村山市らしい独自の市民サービスの継続を図っていく内容としています。

第1章 村山市の現状と今後の取り組み

第1節 村山市の現状と課題

(1) 人口減少・少子高齢化等の状況

村山市の人口は、平成12年国勢調査で3万人を割り込み、平成17年国勢調査では、2万8千人となりました。国全体が本格的な人口減少時代に入っており、本市においても、人口減少は対策を講じるべき大きな課題となっています。また、少子化・高齢化の流れは、加速度を増しており、深刻な課題となっています。

「第4次村山市総合計画」(四季の風プラン)においても、人口減少と少子高齢化を、ひっ迫した切実な問題として捉え、現実を見据えた対策を推進することとしています。

(2) 拡大する「公共」と市民主体のまちづくり

人口減少と少子高齢化の進行に伴い、子育てや介護の問題、あるいは、防犯や安全に対する市民ニーズの高まり、市民一人ひとりの考え方や価値観の変化から、地域の課題は年々多様化するとともに、より深刻化・高度化しているのが現状です。その意味で、求められる「公共」の範囲が、従来にも増して拡大しています。

そのような中、拡大する「公共」を、どのような主体が、どのように支え、また、市民主体のまちづくりをどのように進めていくかが、とても大きな課題となっています。

第2節 課題解決のための取り組み

(1) 子どもからお年寄りまで住みやすい環境づくり

「第4次村山市総合計画」では、母子保健の充実や子育て支援、育児教育の充実などにより子どもを産み育てやすい環境づくりを行うとともに、高齢者施設の整備や高齢者が元気で長生きできるための施策の充実などを基本計画として定めています。

このように、現状を見据えながら、子育てを含めた総合的な環境の整備を進めることで、村山市に「住みたい」「住み続けたい」と思う人を増やすとともに、地域での暮らしを支援していきます。

(2) 地域コミュニティと地域の活性化

① 地域での「支え合い・助け合い」と地域コミュニティの活性化

これからの地域づくりのあり方として、これまで以上に、市民活動や地域

コミュニティを中心とした地域での「支え合い・助け合い」を重視し、活性化させることによって、みんなで「公共」を支えていくことが必要です。また、村山市がいきいきするためには、それぞれの地域と人がいきいきしている必要があります。

「自助・共助・公助」の考え方を、より多くの市民に理解してもらいながら、自分たちの地域は自らがつくるといった意識を持った市民や、公益的な活動に主体的に参加する市民を積極的に育成し、地域コミュニティの活性化により、市全体の活性化に結び付けていく必要があります。

そのため、地域コミュニティの活性化支援と併せて、地域による地区市民センターの運営や、まちづくり協議会のより良いあり方についても検討を進め、各地域がいきいきとした活動を展開できるための支援と協力を行います。

② イベントを通じた地域の活性化

「むらやま徳内まつり」や各地域での行事など、地域の一体感を増進するための様々なイベントについても、より一層の活性化を図ります。

(3) 甌葉プラザの運営と活用、公共施設の民間委託推進

① 甌葉プラザの開設

中心市街地のにぎわいを取り戻すため、まちづくり交付金事業を活用し、図書館機能を中心とした地域交流活性化のための総合文化複合施設「甌葉プラザ」の整備を進めてきました。本市では、この投資事業をこれまでの5年間の事業の中では最も重要な施策と位置づけて優先的に実施し、予定どおり平成22年5月にオープンする運びとなりました。

② 甌葉プラザの活用と市民活動の活性化

当該施設は、交流・学習の拠点施設として、市民がいつでも誰でも気軽に利用できる身近な施設を目指しており、開かれた施設となるよう、市民や有識者による市民委員会を組織し、市民の声が管理運営に反映できるように利用計画などを随時検討しながら取り組んでいきます。

甌葉プラザの目的は、村山市の「にぎわい創出」ですので、中心市街地に限らず、市内全域のにぎわい創出の核となるよう、市民による積極的な活用を推進していきます。

③ 公共施設の民間委託等の推進とNPO団体設立支援

甌葉プラザの運営については、近年の公共施設管理として主流となっている民間活力を大いに活用した指定管理者制度による管理運営を目指した取り組みを行っていく予定です。

また、その他の公共施設においても、民間委託、指定管理者制度の導入について検討を進めるとともに、その運営主体としてのNPO団体の設立などの支援も実施します。

(4) 村山市らしい事業の取り組み

① 教育・子育て環境の充実

学校・保育施設について、耐震改修による安全確保を万全に行い、充実し

た教育・子育て環境を維持します。同時に、少子化の状況に対応し、市民のニーズに十分に配慮したうえで、学校・保育施設の適正なあり方について、検討を進めていきます。

② 環境問題への取り組み

地球温暖化をはじめ、環境問題に対する市民の関心は高く、また、この対策を怠ると私たちの子どもたちの世代にも、大きな影響を及ぼしかねないものであるため、早急に対応策を講じる必要があります。

村山市では、平成17年度に「バイオマスタウン構想」を策定し、平成19年にはバイオマス発電所が市内に完成しました。平成21年度には、県内市町村で初となる、電気自動車の公用車としての活用を図るとともに、「村山市地球温暖化対策地域推進計画」を策定。電力の地産地消等、全国でも類のない村山市らしい環境問題への取り組みを、今後も継続していきます。

③ 都市間交流の拡大

交流には「出会い」が伴います。その交流・出会いが、無から有を生み出す創造力につながり、また、人をいきいきとさせます。定住人口の拡大も大切ですが、交流人口の拡大による地域の活性化について、これまでも増して目を向けるべきものとなっています。本市では、「都市間交流ガイドライン」に基づき、姉妹都市、友好都市等とのテーマを絞った交流や、民間主体の様々な交流などの支援を行っていくこととしています。

(5) 実施計画に沿った計画的な投資事業の実施

① 実施計画の活用

限られた財源の中で、重要な事業を効率的に実施していくためには、事業の「選択と集中」が欠かせません。

「第4次村山市総合計画」の実現のために当面必要な事業を、毎年策定する「3ヵ年実施計画」に登載して、計画的に実施することとしています。

② 当面の投資事業

当面の投資事業は、学校の耐震改修、老朽化した施設の改修など、安全を守るための既存施設の改修に加え、高速道路の整備に伴う道路の建設などに重点化し、これ以外の事業については、重要性・緊急性・熟度などを総合的に判断しながら実施します。

(6) 市民サービスの充実のための改革

本市は財政的に裕福な自治体ではなく、これまでも厳しい財政運営を行ってきました。今後もこの状況の急激な改善は望めず、昨今の経済情勢による税収の減少などにより、確実な財源の見通しは立たない状況となっています。

したがって、現在ある財源をいかに有効に活用していくか、また、いかに効率的な支出を行っていくかという視点での行財政改革が、今後も必要となります。

行政課題に対応したうえで、市民サービスの充実を図るために必要な歳入歳入改善のためのプログラムの実践が、本計画の中心的な目的となります。

第2章 集中改革プラン（第2次）のプログラム

第1節 基本方針と計画の期間

（1）集中改革プラン（第2次）の基本方針

今後の厳しい財政状況の中でも「第4次村山市総合計画」の実現を図る必要があり、特に、市民の安全を守るための学校の耐震改修、老朽化した施設の改修などを着実に進めていかなければなりません。したがって、財源確保のための事務事業の改善措置などを講ずることが求められます。

「集中改革プラン（第2次）」の実現のための具体的なプログラムを検討するに当たっては、以下に掲げる基本方針に沿って、計画策定を行います。

【基本方針】

1 総合計画との連動

「第4次村山市総合計画」に登載された施策を着実に実施する

2 経費節減とサービスの向上

継続的な経費節減に努め、市民サービスの維持向上を図る

3 地域を重視した事業展開

地域コミュニティ活動・市民との協働を積極的に推進する

4 甌葉プラザの活用

甌葉プラザを核としたにぎわいづくり支援に取り組む

5 村山らしい事業の展開

都市間交流促進や環境都市実現など村山市らしい事業を推進する

6 投資事業の選択と集中

投資事業は、原則として実施計画に登載されたもののみ実施する

（2）集中改革プラン（第2次）の期間

「集中改革プラン（第2次）」の期間は、平成22年度から26年度までの5年間とします。

第2節 具体的なプログラム

(1) 歳出の見直し

収支のバランスを保つために、歳出の徹底した見直しを行います。内部の管理経費、市民サービスのあり方を見直し、歳出抑制を検討し、実施します。

1 人件費の抑制

(ア) 特別職の給与等の抑制

- ① 特別職の給与削減を継続します。
《削減率》市長25%、副市長20%、教育長10%
- ② 非常勤特別職の報酬等を見直しを行います。
(検討を要する役職) 監査委員、行政委員など

(イ) 一般職員給与の適正化

- ① 管理職手当の定額化による削減を継続します。
- ② 振替勤務などの活用による時間外手当の抑制を継続します。

(ウ) 定員管理の適正化

- ① 組織の再編や適正配置、退職者数より少ない新規採用職員数として定員の適正化を継続して実施し、市民サービスを維持しながら、職員数の削減を図ります。
《削減数》平成17年度から平成27年度までの10年間で40人削減
平成17年4月1日 353人
平成22年4月1日 324人(見込み)
平成27年4月1日 313人

2 事務事業の見直し

(ア) 事務事業の効率化、経費の抑制

- ① 市役所の内部管理経費や事務経費の徹底した見直しにより、経費の節減に努めます。
- ② エコアクション21の推進により、環境にやさしい市役所を実践しながら、光熱水費等の節減を継続します。
- ③ 戸籍の電算化により、戸籍関係業務を効率化するとともに、サービスの向上を図ります。
- ④ 臨時職員の採用に当たっては、業務内容や効率的な勤務体制を精査し、パート雇用での採用を推進します。

(イ) 民間委託等の推進

- ① 施設管理などの運営方法について、指定管理者制度の導入による行政のスリム化を図り、市民サービスの向上を図ります。
(検討を要する施設)
市民会館、青少年ホーム、地区市民センター、甌葉プラザ、保育園など

(ウ) 委員会、各種審議会、協議会等の見直し

- ① 議会等の構成員については、積極的に女性を登用するなど、均衡が保たれるような配慮を継続します。新規の審議事項は既存の審議会等で対応するよう努めます。

(エ) 業務体制の見直し

- ① 国民健康保険事務、介護保険事務、消防業務などのように、他市町と連携した広域化により効率的な行政運営が期待できるものは事務の広域化を引き続き進めていきます。
- ② 小学校の児童数等に考慮しながら、給食の実施方式や、学校施設の統合などの見直しについて検討を進めます。
- ③ 「次世代育成支援対策行動計画」に基づきながら、幼児数や保育ニーズに対応して、保育園の統合など施設配置の見直しや、民間委託について検討を進めます。
- ④ 入札予定価格の事前公表を継続しながら、事後公表等、より適正な公表方法を検討するとともに、総合評価方式を導入し、公共工事の透明性・公平性・公正性の向上と品質の確保を図ります。

3 補助金・負担金等の見直し

補助金・負担金については、その役割や効果を再確認したうえで、見直しが可能なものについては、廃止・縮小します。

- ① 廃止する補助金・負担金 26件
(主なもの) 県冷凍協会会費、私立保育園施設整備費補助金
《削減額》平成22年度以降 ▲79百万円
※ 削減額は平成21年度に終了する事業である「子育て応援特別手当13百万円」や「私立保育園施設整備費補助金2百万円」などを含んだ額
- ② 縮小する補助金・負担金 7件
(主なもの) 甌葉プラザまちづくり補助金
《削減額》平成22年度以降 ▲7百万円
※ 削減額は平成21年度決算見込み額との比較

4 投資事業の見直し

(ア) 基本方針 ～選択と集中～

① 投資事業の重点化

当面の投資事業は、「選択と集中」の観点から、「3ヵ年実施計画」に基づき、学校の耐震改修や老朽化した施設の改修等の安全を守るための既存施設の改修に加え、高速道路の整備に伴う道路の建設等に重点化して実施します。

それ以外の事業については、重要性・緊急性・熟度などを総合的に判断しながら、新規事業は極力抑制するとともに、継続事業であっても休止もしくは縮小などを検討していきます。

② 基金の積み立て

今後の老朽化した施設の整備等に充てるための、公共施設等整備基金への積み立てを計画的に行います。

③ 地方債借入の抑制

将来の公債費負担を軽減し、財政の硬直化を防ぐために、投資事業の実施に係る地方債の借入を抑制します。

- 借入額を抑制するため、投資事業に係る借入額を平成22年度以降は6億円以内とします。
- 公債費負担の軽減策として、繰上償還を継続して実施します。
- 実質公債費比率を18%未満に引き下げます。

(イ) 投資事業費の見込み（平成22年度～26年度）

今後5カ年間の投資事業費の見込みと主な投資予定事業は次のとおりとします。

〈表1〉〔投資事業費の見込み：一般会計〕 (単位：百万円)

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
事業費	1,140	907	915	1,270	864
地方債	236	390	563	719	360
一般財源	339	246	230	360	253

〔主な投資予定事業〕 次ページ参照

※ 事業費は、平成22年度は当初予算計上額に繰越額を加えた額ですが、それ以降の年度は、予定事業費であり、今後の、国・県の動向、予算編成等によって変動する場合があります。

〈表 2〉

主な投資予定事業

(単位：百万円)

事業名等	年度別予定事業費				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1. 教育・文化・交流 ～ひとを育み交流するまち～	344	208	234	446	491
・学校教育の充実（楯岡・大倉・大久保・富本・袖崎小学校の耐震改修、通学路整備等）					
・生涯学習の推進とスポーツの振興（移動図書館車更新、市民体育館の屋根改修等）					
・地域交流の促進（地区公民館・自治公民館整備事業）					
2. 都市基盤・産業経済 ～ゆとりある住みやすいまち～	477	491	411	255	242
・中心市街地活性化（駅西開発、防衛施設周辺事業等）					
・居住環境の整備（市道整備、県営道路整備事業負担金等）					
・雪との共生（除雪機械整備）					
・農林業の振興（県営事業負担金、農道整備事業、松くい虫防除対策事業等）					
・観光のまちづくり（シーボルトライン整備、東沢公園周辺整備、余暇開発公社施設整備等）					
3. 保健・医療・福祉・生活環境・安全 ～支えあい健康で暮らしやすいまち～	246	178	269	567	130
・母子保健子育て支援（保育園整備、保育園・児童センター耐震診断等）					
・地域福祉の推進（介護基盤緊急整備事業、特別養護老人ホーム事業費補助金等）					
・地域防災の推進（防火水槽新設工事、木造住宅耐震改修工事助成等）					
・食の安全と交通安全・防犯（交通安全対策整備事業）					
4. 市民活動・協働・行政運営 ～みんなでつくる元気なまち～	73	30	2	2	2
・行政サービスの向上（駐車場舗装、市庁舎屋上防水工事等）					

(2) 歳入の見直し

財源の確保のため、市税収入の確保や遊休財産の整理を行うとともに、将来的なサービスの継続や施設の維持を図るために、使用料・手数料について、受益者負担の原則に基づき適正化を図ります。

また、その他様々な歳入確保のための方策を検討し実施します。

(ア) 市税収入の確保

① 市税収納率の向上

口座振替の推進や職員による納税体制の強化を継続して実施し、収納率の低下を防ぐよう努めます。

(イ) 未利用財産等の有効活用

① 市有地等の処分

旧学校敷地をはじめ、現時点で行政目的としての活用が見込めない土地については、積極的に処分を進めます。処分に当たっては、PRを強化するとともに、公募による一般競争入札など有効な方策を検討し進めていきます。また、不用物品などについても売払いを進めていきます。

《目標額》平成23年度以降 2百万円

② 基金の有効活用

大規模事業への財源措置として、公共施設等整備基金への積極的な基金の積み立てと運用を図ります。

(ウ) 使用料、手数料の見直し

① 施設等使用料の見直し

受益者負担の原則に立ち、大規模な改修を行う施設等の利用料については引き上げを行います。また、甌葉プラザの開設にあわせ、使用料の減免措置の考え方を整理し、減免対象団体についても、原則として冷暖房等実費分を徴収することとします。

(対象施設) 東沢バラ公園、農村環境改善センター、地区公民館(地区市民センター)

《効果額》平成22年度以降 3百万円

※ 効果額は平成21年度決算見込み額との比較

(エ) その他の歳入確保対策

① 宅地整備、企業誘致及び起業支援の推進

今後も引き続き、総合的な居住環境の整備を進めることで、民間を含めた宅地整備の推進や企業の誘致に努めていきます。また、最近の経済情勢を注視し、新たな起業や雇用を支援する体制づくりを行います。

② 広告の掲載

市報、市封筒などへの広告掲載を継続するとともに、市ホームページへのバナー広告について、他団体での導入状況や収入と経費のバランスを考慮しながら導入についての検討を行います。

③ 交流人口の拡大推進

姉妹都市、友好都市等との交流及び徳内まつりをはじめとした、各種イベントによる交流人口の拡大による歳入の増加を目指します。

④ 「村山市ふるさとづくり応援寄附金」制度の推進

「ふるさと納税制度」活用による本市への寄附について、積極的にPRを行い、制度の周知・拡大に努めます。

(3) 地方公営企業等の見直し

本市で公営企業法が適用されているのは水道事業のみですが、それに準ずる公共下水道事業、特定環境公共下水道事業、農業集落排水事業についても、普通会計と同様に事務事業の見直し、経費節減などに努め、経営の健全化を図ります。

① 水道事業の見直し

手数料の引き上げ等による収入の確保と施設経費の節減に努めます。

平成22年度に第2期中期経営計画を策定し、更なる経費の見直しについて検討します。

また、老朽管の漏水を解消するための耐震管による布設替を引き続き進め、効率的で安全な給水を行い、経営の健全化を図ります。

② 下水道事業の見直し

引き続き、管理費の縮減に努めます。

今後も水洗化率の向上などに取り組み、経営の健全化を図ります。

(4) 公社等の見直し

市が出資している公社等についても、指定管理者制度の活用方法を考慮し、その経営の見直しや市の関与についても引き続き検討を行います。

① (財) 村山市余暇開発公社

「クアハウス基点」や「道の駅むらやま」などの指定管理者として運営を行っているため、経営の健全化に向けて作成した計画により、監査体制の強化、経営状況の公表等を行います。また、公益法人制度改革に伴う組織体制の見直しについて、連携して検討を進めていきます。

加えて、集客力の拡大を目指し、計画的な施設改修を進めていきます。

② (財) 村山市体育協会

市内の体育施設の指定管理者として運営を行っているため、事業収入の拡大を図りながら、自立運営を目指した計画により、経営状況を公開し、健全経営を図ります。また、公益法人制度改革に伴う組織体制の見直しについて、連携して検討を進めていきます。

③ 村山市土地開発公社

事務局体制の見直しを進めながら、健全経営の継続に努めます。

(5) 村山市らしいサービスの充実、市民との協働

村山市が自立し、市民の満足度が高まるようになるためには、常に市民の目線に立って行政運営を行っていくことが必要です。そのためには、常に現在のサービスのあり方を点検し、市民のニーズに対応した的確なサービスを提供するように努めなければなりません。また、村山市らしい他にまねのできない独自のサービスを追及していくことも重要です。

さらに、市民の行政に対する関心を高めるとともに、市民の意見を積極的に取り入れながら、協働してまちづくりに取り組む体制づくりを進めていきます。

(ア) 村山市らしいサービス充実への取り組み

① 環境都市実現施策の実施

電気自動車の導入などにより、環境に配慮した施策を実施しながら、経費の節減を行います。

② 日曜市役所におけるサービスの充実

日曜市役所での取り扱い事務を適宜拡充します。

③ 甌葉プラザ・市民センターにおけるサービスの充実

甌葉プラザ及び地区市民センターでの窓口取扱事務について、適宜拡充を行います。

④ ワンストップサービスの検討

3～4月の転入・転出が多い時期に、他の機関を含めた一括手続き（ワンストップサービス）窓口の設置を検討します。

⑤ 市営バスの効率的運行の検討

利用者の利便性に配慮しながら、市営バスの運行方法等を検討し、より効率的な運行を目指します。

⑥ 積極的な情報公開の取り組み

情報公開を積極的に行い、公正で透明性の高い「開かれた市政」を引き続き進めていきます。

(イ) 市民との協働への取り組み

① 協働による特色ある地域づくりの推進

地域担当職員をはじめとした市職員が、地域活動に積極的に参加し、協働により、各地域の特色ある地域づくりを進めます。

② 親しみの持てる公共施設の推進

市民が憩い集え、親しみの持てる公共施設の推進を図ります。

③ 市民参加の促進

市の様々な事業への積極的な市民参加を促進します。

④ 情報交流の促進

ホームページの充実をはじめ、行政と市民の相互情報交流を促進します。

⑤ 各種計画等の進行状況の公表

集中改革プランをはじめ、各種計画等の進行状況を公表します。

⑥ 男女共同参画社会の推進

「村山市男女共同参画推進計画」に沿って、男女共同参画社会を推進します。

(6) 職員の意識改革

集中改革プランの推進のためには、まず、職員が自ら率先して改革に取り組む姿勢が重要です。職員一人ひとりが、「意識改革なくして行財政改革はできない」ことを念頭に置いて行財政改革に取り組むこととします。

① コスト意識等の徹底

コスト意識、サービス業としての自覚を徹底します。

② 職員研修の充実

内部研修を含め職員研修の充実を図ります。

③ 効果的な事務事業の推進

職員提案制度を継続し、職員一人ひとりが効果的で効率的な事務事業の推進に努めます。

④ 地域活動等への積極的な参加

まちづくり事業や地域活動、ボランティア事業への積極的な参加を促進します。

⑤ 情報の共有による一体化

職員間での情報の共有化を図り、職員全員が一体となった業務体制を築きます。

第3章 今後の市政運営のガイドライン

第1節 歳入の状況

全ての行政サービスは、市税をはじめとする歳入をもとに、その配分を通して行われますが、特に、市税及び地方交付税は最も基幹的な歳入であり、この安定的な確保が財政運営の土台となります。しかしながら、市税は、経済情勢の悪化により大きな減少が見込まれます。地方交付税は、国の方針に左右される部分が大きく、不安定な状態となっています。

〈表3〉【市税・地方交付税の推移】

(単位：百万円)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
市税	2,718	2,513	2,437	2,430	2,351	2,353	2,353
地方交付税	4,680	4,721	4,660	4,564	4,570	4,570	4,570

第2節 歳出の状況

毎年度支出が義務付けられる義務的経費のうち、人件費は、職員数の削減や給与改定により平成11年度以降減少しています。公債費は、大型の公共事業であるまちづくり交付金事業が終了することから、平成21年度をピークに減少しています。扶助費は、年々確実に増加しています。

また、特別会計への繰出金は大幅な増加を続けており、老人医療費の増大や下水道事業の償還金の増加に伴う繰出しが、市の財政を大きく圧迫しています。

〈表4〉【義務的経費・繰出金の推移】

(単位：百万円)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
義務的経費	5,632	5,713	5,831	6,307	6,142	5,953	5,870
人件費	2,608	2,564	2,514	2,478	2,407	2,355	2,313
扶助費	783	859	1,121	1,686	1,686	1,686	1,686
公債費	2,242	2,289	2,196	2,143	2,050	1,912	1,871
繰 出 金	1,386	1,428	1,394	1,387	1,383	1,384	1,394

第3節 財政の収支見通し

平成21年度決算見込みを基本にし、具体的なプログラムを実施した場合に平成26年度までの収支がどのようになるかを試算しました。試算は当初予算ベースではなく決算見込みベースとします。

〈表5〉【収支見通し（決算見込み）】

(単位：百万円)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
市 税	2,718	2,513	2,437	2,430	2,351	2,353	2,353
譲与税等	490	445	449	470	470	470	470
地方交付税	4,680	4,721	4,660	4,564	4,570	4,570	4,570
負担金・使用料等	224	225	232	234	234	234	234
国県支出金	1,606	2,257	1,866	2,147	1,818	1,906	1,926
財産収入・寄附	44	25	15	14	14	14	14
繰入金	411	541	328	310	345	370	280
繰越金	230	108	401	239	235	229	256
諸収入	225	323	300	220	220	220	220
市 債	823	1,547	797	740	913	989	610
歳入合計	11,451	12,704	11,483	11,367	11,170	11,355	10,932
人件費	2,608	2,564	2,514	2,478	2,407	2,355	2,313
扶助費	783	859	1,121	1,686	1,686	1,686	1,686
公債費	2,242	2,289	2,196	2,143	2,050	1,912	1,871
物件費	994	1,142	1,246	1,265	1,227	1,229	1,231
積立金	256	85	336	326	326	311	311
繰出金	1,386	1,428	1,394	1,387	1,383	1,384	1,394
投資的経費	1,680	2,502	1,486	927	935	1,290	884
その他	963	1,566	952	920	927	933	936
歳出合計	10,910	12,436	11,244	11,133	10,940	11,099	10,627
収 支	541	268	239	235	229	256	305
プラン	～ 第1次プラン		第2次プラン				

【推計方法】

- 1 市税は、経済情勢等を勘案し、今後数年間、減少傾向が継続するものとして試算しました。
- 2 地方交付税は、先行きが不透明で確実な積算はできません。国勢調査による人口減少の影響などを見込んで試算しました。
- 3 国県支出金は、今後大きな変動もありえますが、現段階では平成21年度決算見込み額に事業終了に伴う減少分を差し引いて試算しました。
- 4 市債には臨時財政対策債を含んでいます。
- 5 人件費は、一般職員の定期昇給と職員の新陳代謝分、定員管理による減分

を見込みました。特別職は現行のままで見込みました。

6 公債費は、償還予定額に新規借入分の利子等を見込みました。

7 投資的経費は、個々の事業の積み上げではなく、平成21年度決算見込み額ベースで見込みました。

「集中改革プラン（第2次）」により、事務事業の見直しを実施すると、平成26年度までの収支バランスは保たれる見込みです。

しかしながら、厳しい財政状況は継続しており、また、税金や交付税収入の変動などの見通しの立たない事項も多く、今後も予断は許しません。

したがって、プログラムに記載した項目を着実に実行することはもとより、それ以外の行財政運営についても、常に改善の取り組みを行っていく必要があります。

第4節 市政運営のガイドライン

前節の収支見通しを維持し、より財政状況が良好な状態になるためには、第2章に掲げるプログラムを着実に実施していくことが条件となります。また、計画期間中の取り組みを実効性のあるものとするために、今後の市政運営に当たってのガイドラインを次のとおりとします。

① 収支見通しに沿った事業実施

収支見通しを著しく超える予算を伴う事業は実施しないこととします。

② スクラップアンドビルドの徹底

新規事業を行う場合は、事業のスクラップアンドビルドによって財源を調達することとし、財源見通しが立つものから着手します。

③ 事業の終期設定

新規事業を立案する場合、必ず事業の「終期」を設定することとします。

④ 村山市らしいサービスのあり方の検討

他の自治体と横並びではなく、村山市らしい・村山市に適したサービスのあり方を常に検討し、実施していきます。

※ スクラップアンドビルド：既存の事業の廃止（スクラップ）を行い、新しい事業の組み立て（ビルド）を行うこと

第5節 計画の推進

全職員をあげてプログラムの各項目すべてを点検するとともに、その進行管理及び見直しについては、課長会で協議し計画を推進します。

特に、財政状況の変動に対応し収支見通しの修正を行いながら、必要に応じて計画内容の見直しを図っていくこととします。

おわりに

集中改革プランは、国の主導により、地方自治体が対応を急ぎ作成した面がありましたが、それによって各自治体の財政健全化が図られたことは間違いありません。

今回策定した「村山市集中改革プラン（第2次）」は、今後5年間の、本市独自の新たなプランとなりますが、このプランが目的とすることは、単に中期的な収支を合わせるのではなく、今後の社会経済情勢の変化にも柔軟に対応し、健全な市政運営を継続的に可能にすることです。

計画に掲げた改革のプログラムの実施に当たっては、既に実行しているもの、今後実行するもの、さらに検討が必要なものなど、様々なものがあります。

ひとつひとつのプログラムを実施・検討する過程において、将来も「自然豊かで活気ある魅力的なふるさと」であり続けるためには、市民と行政が互いに協働の意識を持ち、力を合わせながら、いきいきとしたまちづくりを進めていく必要があります。

このプランが、市民と行政のますますの連携のきっかけとなり、市の更なる活性化のために効果を発揮することを期待しています。

村山市集中改革プラン（第2次）

発行 平成22年（2010年）3月

編集 村山市 財政課

〒995-8666 村山市中央一丁目3番6号

TEL 0237-55-2111（財政課）

E-mail zaisei@city.murayama.lg.jp

地域と人が輝く交流創造都市
村山市